議案参考資料(新旧対照) (議案第53号)

川越市議会第3回定例会 令和7年6月3日開会

÷¥;	//			<i>7/5</i> c	75		\/h
議	案	参	考	資	料	目	次

議案第53号参考資料

係る分の駐車料金については、無料とする。

川越市道路附属物自動車駐車場条例の一部を改正する条例新旧対照

改	正	案	現	行
(駐車料金の額)			(駐車料金の額)	
第5条 駐車場の駐車料金(じ	从下「駐車料金」という。) の額は、 <u>別表のとおり</u>	第5条 駐車場の駐車料金(以下「駐車料金」とい	いう。)の額は、
とす	⁻ る。ただし、駐車を開始	台して <u>20分</u> 以内の利用に	<u>0分までごとに200円</u> とする。ただし、駐車を	と開始して <u>30</u> タ

別表 (第5条関係)

駐車場	駐車料金の額
川越市霞ケ関駅北口駐	(1) 駐車を開始してから継続して駐車する時間(以
車場	下この表において「駐車時間」という。)が24
	時間以内のもの 1台につき駐車を開始して20
	分を経過した後の駐車する時間30分までごとに
	200円(当該額が800円を超える場合にあっ
	ては、800円)
	(2) 駐車時間が24時間を超えるもの 1台につき
	800円に次に掲げる額の合計額を加算した金額
	ア 駐車時間が24時間を経過した後の駐車する
	時間24時間ごと 800円
	イ 駐車時間の24時間に満たない時間の当該部
	分 駐車する時間30分までごとに200円(
	当該額が800円を超える場合にあっては、8
	00円)
川越市新河岸駅西口駐	1台につき駐車を開始して20分を経過した後の駐

は、<u>1台につき3</u>)分以内の利用に 係る分の駐車料金については、無料とする。

車場	車する時間30分までごとに200円。ただし、駐車料金の額の算出の単位となる当該30分までごとの起算時刻が午後9時から翌日の午前9時までの間にあるものについて算出した額が400円を超えるときは、当該額は、400円とする。
川越市新河岸駅東口駐車場	(1) 駐車時間が24時間以内のもの 1台につき駐車を開始して20分を経過した後の駐車する時間30分までごとに200円(当該額が900円を超える場合にあっては、900円) (2) 駐車時間が24時間を超えるもの 1台につき900円に次に掲げる額の合計額を加算した金額ア駐車時間が24時間を経過した後の駐車する時間24時間ごと900円イ 駐車時間の24時間に満たない時間の当該部分駐車する時間30分までごとに200円(当該額が900円を超える場合にあっては、9